

子どもの様子

(個人差があります)



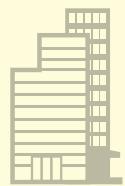
- 1~2か月くらい
- ・眠っていることが多い新生児期にくらべ、少しづつ起きている時間が長くなっていきます。
 - ・多くの赤ちゃんは夜にしおちゅう目をさめ、昼夜が逆転してしまう子もいます。
 - ・起きているときは、動くものをじっとみつめたり、目で追ったりします。
 - ・首にも少しづつ力がついてきて、声のするほうに自分で顔を動かしたりします。
 - ・手足の動きも活発になってきて、機嫌のよいときは「アーハー」などの声を出すようになります。

職場のポイント 2

出産の報告を受けたら、復職後の体制・業務などを確認しておくとよいでしょう。

社内広報誌などを定期的に送るなどして、職場の状況の情報提供をしながら、連絡を取り合えるようにしておきたいものです。

出産



- 3~4か月くらい
- ・体重は生まれたときの2倍くらいになり、赤ちゃんらしいふっくらした体形になってきます。
 - ・授乳の時間もだいたい決まってきて、夜も少しづつまとまって寝てくれるようになっていきます。
 - ・機嫌がよいときは、おもちゃに手を伸ばしたり、自分の手指をじっとみつめたり、なめたりもします。
 - ・腹ばいにさせると、かなりしっかり頭を持ち上げていられる子も多くなります。
 - ・親の顔を覚え、声も聞き分け始めます。
 - ・あやすとにっこり笑ったり、声をたてて笑ったりもします。

出産の翌日から 8 週間 (56 日間)



週

0週

1週

2週

3週

4週

5週

6週

7週

8週

9週

10週

11週

12週

13週

月

1か月

2か月

3か月

年

⑥ 産後休業 子の出生の翌日から

⑧ 育児休業

<育児休業の開始日>

- 出産した女性が取得する場合、産後休業終了日の翌日 (=出産の翌日から数えて 57 日目) から育児休業となります。
- 男性が取得する場合は、出産(予定)日から取得することができます。



4 産休・育休中のお金のこと



⑬ 出産手当金

出産日以前 42 日から出産日後 56 日までの間、休業 1 日につき賃金の 3 分の 2 相当額が健康保険から支給されます。
→ 詳しくは、協会けんぽ、健康保険組合等へ



⑯ 育児休業給付

雇用保険の被保険者が 1 歳 (保育園に入れないと場合などは 1 歳 6 か月) に満たない子を養育するために育休を取得した場合に、一定の要件を満たすと育児休業給付の支給を受けられます。

<支給額>

育休を開始してから 180 日目までは、休業開始前の賃金の 67% (それ以降は 50%)
→ 詳しくはハローワークへ



⑯ 社会保険料の免除

<産休中>

産休中の社会保険料は、必要な手続きをすることにより、労働者負担分・事業主負担分のどちらもが免除されます。(平成 26 年 4 月 1 日から)

<育休中>

育休中 (子が 3 歳に達するまで) の社会保険料は、必要な手続きをすることにより、労働者負担分・事業主負担分のどちらもが免除されます。

→ 詳しくは、年金事務所、健康保険組合、厚生年金基金等へ



⑭ 出産育児一時金

1児の出産につき、原則 42 万円が支給されます。
→ 詳しくは、協会けんぽ、健康保険組合、市區町村等へ

事業主の収支

		産休	育休
支出	賃金	賃金の支払い義務はない (無給可・規定化が必要)	賃金の支払い義務はない (無給可・規定化が必要)
社会保険料	手続きをすれば免除 → ⑯	手続きをすれば免除 → ⑯	
雇用保険料			
労災保険料	無給の場合、保険料は発生しない		無給の場合、保険料は発生しない
収入	助成金	両立支援等助成金 育休中等に代替要員を雇つたり、復職後に短時間勤務を利用させたりした場合などに支給される助成金があります。 → 詳しくは、神奈川労働局雇用均等室へ	

労働者の収支

		産休	育休
支出	社会保険料	手続きをすれば免除 → ⑯	手続きをすれば免除 → ⑯
	雇用保険料	無給の場合、保険料は発生しない	無給の場合、保険料は発生しない
	労災保険料	事業主のみが支払うもの	事業主のみが支払うもの
収入	賃金	就業規則の定めによる (無給の場合もある)	
	手当金・給付	出産手当金 → ⑬	
		育児休業給付 → ⑯	

6か月～1歳くらい

1～2歳くらい

2～3歳くらい

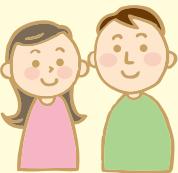
- 5～6ヶ月を過ぎるとお母さんからもらった免疫は低下し、赤ちゃん自身も免疫力が未熟で、病気になります。
- 8～9か月になると「はいはい」が始まっていますが、姿勢はその子によっていろいろです。
- 9～11か月は、離乳食も3回食になっていきます。

- 1歳のお誕生日を迎えると、身長は生まれたときの約1.5倍、体重は約3倍くらいになっていきます。からだつきも、ほっそりとスマートにみえています。
- 「ママ」「ブーブー」といった簡単な単語も出できますが、個人差が大きいです。

職場のポイント③

復職してすぐは、仕事のリズムを取り戻すのが難しいと感じている労働者もいます。同じ経験を持つ先輩労働者に相談ができるようにしたり、相談窓口を設置している場合は、周知するのもよいでしょう。

子どもが小さいうちは、急な発熱など、突然的な休暇が多くなる場合があります。周りで仕事をフォローしてくれている労働者とのコミュニケーションが上手く取れるように支援することが大切です。



5 復職のこと



⑦育児時間

<労基法第67条>

生後1年に達しない子を育てる女性は、1日2回、各々少なくとも30分の育児時間を請求できます。



⑪時間外労働、深夜業の制限

<育・介法第17条、第19条>

事業主は、小学校入学前の子を養育する一定の労働者から請求があった場合は、1か月24時間、1年150時間を超える時間外労働をさせてはいけません。同様に、深夜（午後10時から午前5時まで）においても労働をさせてはいけません。



⑫子の看護休暇

<育・介法第16条の2、第16条の3>

小学校入学前の子を養育する労働者は、事業主に申し出ることにより、年次有給休暇とは別に1年に1回子が1人なら5日まで、子が2人以上なら10日まで、病気やけがをした子の看護、予防接種及び健康診断のために休暇を取得することができます。
※有給か無給かは会社の定めによります。



⑨短時間勤務制度

<育・介法第23条>

事業主は、3歳未満の子を養育する一定の労働者について、短時間勤務制度（1日原則として6時間）を設けなければなりません。



男女とも対象です！

育児・介護休業法に基づく次の制度は、全て**男女労働者が**対象です！

- ⑧育児休業(P3)
- ⑨短時間勤務制度
- ⑩所定外労働の制限
- ⑪時間外労働、深夜業の制限
- ⑫子の看護休暇



パパにも育児休業を！

- **パパ・ママ育休プラス**
父母がともに育休を取得する場合、1歳2か月までの間の1年間、育休を取得できます(P3)。

■ **再度の育休**

父親が子の出生後8週間以内に育休を取得した場合には、(一度復職した後に)再度の育休を取得することもできます。

- **ママが専業主婦でも育休は取れます！**

専業主婦家庭の男性労働者であっても育休を取得できます。

- **育児休業給付が引き上げられました！**

育休を開始してから180日目までは休業開始前の賃金の67%が支給されます。

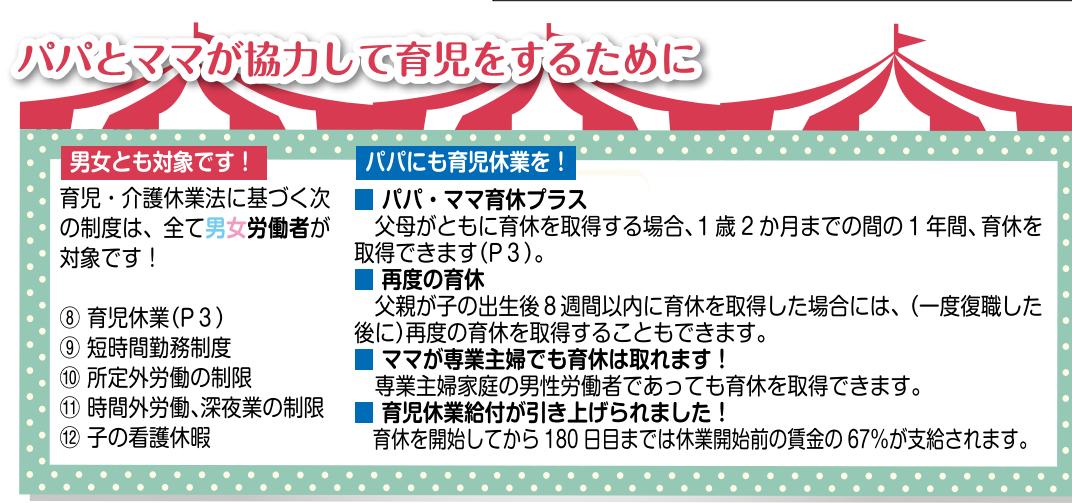
パパとママが協力して育児をするために



⑩所定外労働の制限

<育・介法第16条の8>

事業主は、3歳未満の子を養育する一定の労働者から請求があった場合は、所定外労働をさせてはいけません。



3～4歳くらい

- つき出していたおなかがへこみ、スマートな幼児体形になっていきます。
- 3歳になると心身ともに赤ちゃん時代の名残が消え、幼児期に入ります。
- 知りたいことがたくさん出て「なんで?」「どうして?」が多くなってきます。
- 友だちと一緒に遊ぶのも楽しめるようになってきます。少しずつ相手の立場もわかり、友だちに譲ったり、がまんすることもできるようになります。子どもの世界は急速に広がっていくでしょう。



4～5歳くらい

- 4歳からほとんどの子が保育園や幼稚園などに入って、集団生活を経験します。
- 自分の言ったことやしたことが、お母さん、お父さんを悲しませたり喜ばせたりすることも理解してきます。
- 5歳ごろになるとトラブルも自分たちで解決しようとしますし、やさしさや思いやりも友だとの関係の中で育まれていきます。



小学校入学

- 小学校に入れば、生きる世界も人間関係もどんどん広がっていきます。
- 親を客観的に見る目も育っていくでしょう。



3歳

3

4

5

6

7

8

「小学校入学校」とは

法律では「小学校就学の始期に達するまで」と規定されており、正確には、子が6歳に達する日の属する年度(4月1日から翌年3月31日までをいう。)の3月31日までとなります。(「入学式まで」ではありません。)

職場のポイント4

「小1の壁」とは

小学校入学後、放課後以降の時間に、子どもを預けるところがなく、女性が仕事をやめざるを得ない状況のことです。放課後教室や放課後児童クラブなど、地域によって様々な制度がありますので就学前にアドバイスをするとよいでしょう。

6 解雇など不利益取扱いの禁止

	⑯妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止
<均等法第9条第3項> 妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。	

	⑰育休等を理由とする不利益取扱いの禁止
<育・介法第10条等> 育休等の申出や取得等を理由とする不利益取扱いは禁止されています。	

	⑱解雇の無効
<均等法第9条第4項> 妊娠中・産後1年以内の解雇は「妊娠・出産等による解雇でないことを事業主が証明しない限り無効となります。	

	⑲解雇制限
<労基法第19条> 産前・産後休業の期間及びその後の30日間の解雇は禁止されています。	

※ 具体的には A を理由として B ことは全て禁止です！

A に入る「理由」

<男女雇用機会均等法>

- 妊娠又は出産したこと
- 母性健康管理措置を求め、または受けたこと
- 坑内業務・危険有害業務に就けないこと、就かないことを申出、または就かなかつたこと
- 産前休業を請求または休業したこと、産後に就業できないこと、または産後休業したこと
- 妊娠中の女性が軽易業務への転換を請求、または転換したこと
- 妊娠婦が時間外・休日・深夜に労働しないことを請求、または労働しなかつたこと
- 育児時間を請求、または取得したこと
- 妊娠または出産に起因する症状により労働できないこと、労働できなかつたこと、または労働能率が低下したこと

<育児・介護休業法>

- 育児休業、介護休業、子の看護休暇、介護休暇、所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限及び所定労働時間の短縮措置について、申出または取得等したこと

B に入る「不利益取扱い」の例

- 解雇する
- 期間を定めて雇用される者について、契約の更新をしない
- あらかじめ契約の更新回数の上限が明示されている場合に、当該回数を引き下げる
- 退職の強要や正社員からパートタイム労働者等への労働契約内容の変更の強要を行う
- 降格させる
- 就業環境を害する
- 不利益な自宅待機を命ずる
- 減給をし、または賞与等において不利益な算定を行う
- 昇進・昇格の人事考課において不利益な評価を行う
- 不利益な配置の変更を行う
- 派遣労働者について、派遣先が当該派遣労働者の勤務を拒む(均等法)
- 労働者が希望する期間を超えて、その意に反して所定外労働の制限、時間外労働の制限、深夜業の制限または所定労働時間の短縮措置等を適用する(育・介法) 等

相談機関のご案内

■神奈川県かながわ労働センターの労働相談

●一般労働相談窓口

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）／8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

かながわ労働センター ☎045-662-6110

横浜市中区寿町1-4 かながわ労働プラザ2階

かながわ労働センター川崎支所 ☎044-833-3141（代）

川崎市高津区溝口1-6-12 県高津合同庁舎4階

かながわ労働センター県央支所 ☎046-296-7311

厚木市水引2-3-1 県厚木合同庁舎3号館2階

かながわ労働センター湘南支所 ☎0463-22-2711（代）

平塚市西八幡1-3-1 県平塚合同庁舎別館

●日曜労働相談窓口

毎週日曜日（年末年始を除く）／9：00～17：00（12：00～13：00を除く）

かながわ労働センター ☎045-633-6110（代）

●夜間労働相談窓口

毎週火曜日（祝・休日、年末年始を除く）／17：15～19：30

かながわ労働センター ☎045-662-6110

●女性のための労働相談窓口

毎月第1・2・3・5金曜日（祝・休日、年末年始を除く）／8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

マザーズハローワーク横浜内・相談室 ☎045-320-0335

■神奈川労働局雇用均等室

月～金曜日（祝・休日、年末年始を除く）／8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

雇用均等室 ☎045-211-7380

横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階

※男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、次世代育成支援対策推進法に関する相談

■参考文献

- ・公益法人 母子衛生研究会 (<http://www.mcfh.or.jp/>)
「妊娠月別 胎児の様子とママのからだ」「赤ちゃん＆子育てインフォ」
- ・神奈川県 「働くママ・プレママのための両立応援ブック」

■発行

神奈川県産業労働局労働部労政福祉課
横浜市中区日本大通1
電話（045）210-5739

神奈川労働局雇用均等室
横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎13階
電話（045）211-7380